

「ぐんま男女共同参画社会づくり表彰」推薦要領

(目的)

第1条 この要領は、「ぐんま男女共同参画社会づくり表彰」実施要領第3条の規定により、推薦に関する必要事項を定めることを目的とする。

(推薦基準)

第2条 推薦の対象は、「ぐんま男女共同参画社会づくり表彰」実施要領第2条に該当し、以下の基準を満たす者とする。ただし、同様の功績により国の表彰・知事表彰をすでに受けているものは対象としないものとする。

- (1) 群馬県内で男女共同参画推進を目的として活動する団体の役員においては、5年以上にわたり役員を歴任し、男女共同参画の推進に係る功績が顕著であると認められる者。
- (2) (1) 以外の活動実践者においては、活動年数の基準を設けない。

(表彰の対象となる活動)

第3条 表彰の対象とする者の活動は、以下のとおりとする。

- ア 県及び市町村が行う男女共同参画行政の推進に貢献していること
- イ 地域における男女共同参画の推進に貢献していること
- ウ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進に貢献していること
- エ 男女間での参画状況に差がある様々な分野でチャレンジし、そのチャレンジにより県民が自らチャレンジしたいと思うような身近なモデルであることや、従来見られなかったような先駆的なものであること
- オ 男女共同参画社会づくりに寄与している好事例として県民に訴えかけるものであること
- カ 今後も様々な分野において活躍することが期待できること
- キ 前6項の各活動について積極的に支援を行っていること
- ク その他、前7項に準ずる顕著な功績があること

(推薦者)

第4条 推薦者は、県及び県内各市町村長並びに公募とする。(自薦は含めない。)

(推薦の方法)

第5条 推薦者は、別に定める日までに知事に必要書類を提出することとする。

(提出書類等)

第6条 提出書類は以下のとおりとする。

- (1) ぐんま男女共同参画社会づくり表彰推薦書(別紙様式)
- (2) 活動状況に関する参考資料
 - ア 報道記事、団体等の会報やホームページに掲載された記事等(掲載紙名及び発行

日又はホームページなどの出所を明記すること)
イ 所属団体等の会員名簿

附 則

この要領は、平成30年5月29日から施行する。

この要領は、令和6年12月27日から施行する。